

岡山大学における技術移転の対象となる知的財産一覧

共同研究は知的財産形成手段であり、技術移転対象ではない。過去にノウハウ指導などと混同されていた経緯がある。

| | 内容（知的財産） | 必要な手続き | 備考 |
|---------|-----------------------------------|--|--|
| 技術移転の種類 | 技術相談・指導 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 秘密保持契約 (非公開の情報を提供する場合) | 処理はノウハウ(技術)指導に準じるが、特に期間の短いものを技術相談と称する。 期間的には3ヶ月未満 |
| | ノウハウ(技術)指導 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 秘密保持契約 ・ ノウハウ認定(審査) (発明審査委員会) ・ 技術指導契約 | ノウハウのみの教授・指導 (新規な研究行為は原則含まれない) 期間的には3ヶ月～半年程度 |
| | 発明の出願前譲渡 (特許を受ける権利の譲渡) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学による発明の承継 (発明審査委員会) ・ 譲渡契約 | 発明の承継 → 特許を受ける権利の譲渡 → 譲受人による出願(単独出願となります) |
| | 実施権の移転 (特許の譲渡・実施権設定等) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学による発明の承継 (発明審査委員会) ・ 特許出願 ・ 岡山 TLO に譲渡 | 発明の承継 → 特許出願 → 岡山 TLO へ移管 → 技術移転(マグマ特許については別途規定) |
| | 成果有体物・無体物移転 (依頼に基づく実験・評価試験を含む) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 秘密保持契約 ・ 実験(評価試験)受託契約 ・ 研究成果有体物提供契約 (研究成果有体物審査委員会) | <ul style="list-style-type: none"> ● 無償提供は原則不可。 無償提供は共同研究へ発展しない傾向。 相応の有償化は組織間契約となり、次の研究段階へ発展する。 |

| | | |
|------------------------|--|------------------------------|
| 共同研究 (技術開発結果が移転となる) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 秘密保持契約 ・ 共同研究契約 | 未解決の課題の研究・開発 (新たな研究成果の発生) |
|------------------------|--|------------------------------|